

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

極テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明しております。
誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく
お願い致します。

【会社法・商法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正	訂正日
189	2 1つ目の表の下	これらに違反	上記表上段の競業避止義務に違反	2017/06/04

S170604

【商業登記法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正	訂正日
249	添付書面	本人確認証明書	削除	2017/05/17
	(注3)	田中太郎については、	田中太郎・高木二郎については、	2017/05/17

S170517

【民法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
45	1 点線の下	債務者から第三債務者への	主たる債務者の

【民法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
144	(6)② 枠内 ※2行目	受任すべき	受忍すべき

【民法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
36	⑨ 2行目	抵当権者の物上代位と賃借人による相殺	削除

【不登法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
208	(1) 図の下	H28改正-新規定は、平成28年9月5日以後に開始した相続	H25改正-新規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続

	2つ目の枠 内2行目	平成13年7月1日から平成28年9月4日までの間に生じた相続	平成13年7月1日から平成25年9月4日までの間に生じた相続

【不登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
68	(1) 点線 枠1行目	記述精義	書式精義
72	申請書	一 損害額	一 損害金
82	申請書及び (1)	平成29年7月1日から 平成27年6月30日	平成29年7月1日から 平成30年6月30日
83			
88	申請書	平成29年7月分から 平成27年6月分	平成29年7月分から 平成30年6月分
104		平成27年	平成30年

【不登法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
128	※2 c 最終行	上記の登記(「根抵当権の取得の登記」「根抵当権を目的とする権利の取得の登記」)	上記の登記(「根抵当権の取得の登記」「根抵当権を目的とする権利の取得の登記」)
220	表の下 (注2) イ	平成28年6月30日まで	平成34年6月30日まで

S170131

【不動産登記法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
152	⑥表2段目	外国人登録証明書	外国人住民票の写し

【不動産登記法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
9	申請書	B 信託銀行	B 信託銀行株式会社 (会社法人等番号 1234-56-78901 2)
		資格を証する情報	会社法人等番号
23	(2) ①表	解散命令	解任命令

33	⑦下3行	一の申請情報で・・・ ・・・[信託登記]を申請することになる	⑥cの最後に移動
103	申請書	抵当権者 大阪市北区波花町2 番7号 A株式会社 (会社法人等番号1234-56-78901 2)	抵当権者 大阪市北区波花町2 番7号 A株式会社
		権利者 大阪市港区築港一丁目1 番1号 A株式会社	権利者 大阪市港区築港一丁目1 番1号 A株式会社 (会社法人等番号1234-56-78901 2)
147	1号書類③	住民基本台帳カード (住民基本〇〇〇に限る)	個人番号カード
244	表の下(注) 4行目	※技術的制約から、たまたま	※技術的制約から、たまたま仮登記に類 する形式をとっているにすぎず、105条 で規定する仮登記とは全くその性質を 異にする特別の登記
271	下のd	d	e
	申請書	登記の目的 田中太郎持分全部 <u>所有権</u> 移転	登記の目的 田中太郎持分全部移転
301	⑦表b	b 所有権以外の権利についての 破産の登記	b 所有権以外の権利を自己 信託の対象とした場合にお ける当該権利が信託財産と なった旨の権利の変更の登 記